

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊交企第397号

令和4年9月28日

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について（通達）

本年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）のうち、改正法附則第1条第2号に掲げる規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和4年政令第303号）により、本年10月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第304号）、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第54号）及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第16号）が本年9月14日に公布され、本年10月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備、安全運転管理者に関する規定の整備等に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別添「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和4年9月14日付け警察庁丙交企発第88号ほか）のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、その周知徹底に努めるとともに関係事務の運営に万全を期されたい。

※ 警察庁通達「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。